

義務違反時について

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△ (※)	○ (命令に限る)	○ (30万円以下)
	紛らわしい標識の掲示禁止 ・ 標識の汚損等の禁止	○	—	○ (50万円以下)
施設等の 管理権原者	喫煙器具・設備等の撤去等*	○	○	
	喫煙室の基準適合	○	○	
	施設要件の適合 (喫煙目的施設に限る)	○	○	
	施設標識の掲示	○	—	
	施設標識の除去	○	—	○ (30万円以下)
	書類の保存 (喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る)	○	—	○ (20万円以下)
	立入検査への対応*	—	—	
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*	○	—	—
広告・宣伝(喫煙専用室以外の喫煙室 設置施設等に限る)*	○	—	—	

(※) 喫煙を発見した場合、違反者に対しては、指導がなされます。その上で、繰り返し指導されてもなお喫煙を続ける等、改善が命令の前にまず見られない場合に、命令がなされます。